

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市ひきこもり地域支援センター設置運營業務
発 注 課	保) 障がい保健福祉部精神保健福祉センター
選 定 事 業 者	公益財団法人北海道精神保健推進協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、ひきこもりの状態にある本人やその家族等を支援するための第一次相談窓口であるセンターを設置し、18歳未満を対象とする「児童期」のセンター、18歳以上を対象とする「成人期」のセンター両者の位置付けを担うことにより、隙間のないひきこもり支援体制を構築することを目的として実施されるものである。</p> <p>本業務の目的を達成するには、ひきこもり相談に関する豊富な経験や知識、専門的な資格を持つ職員を有し、本市の実施する精神保健福祉相談業務や、各種支援・サービスの連携、及び地域における関係機関とのネットワーク構築が不可欠である。</p> <p>上記事業者は、平成21年度から北海道、平成27年度から本市が実施するひきこもり対策推進事業の委託を受けセンターを設置しており、ひきこもりの第一次相談窓口として高い業務実績を有するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関とも連携し、ひきこもりに対する支援ネットワークを構築している。</p> <p>また、ひきこもり外来及び精神科デイケア施設「こころのリカバリー総合支援センター」を開設し、様々な理由から社会的な適応が困難な人たちの自立や社会参加の支援に当たることで、相談、支援に関する多くのノウハウを蓄積している。</p> <p>「よりどころ」においても、事業受託者と協働して事業の企画・運営に携わり、参加者と信頼関係を築きながらひきこもりセンターの個別相談に繋げることで、事業の円滑な運営及び参加者の定着に大きく寄与している。</p> <p>さらに、センターに寄せられた相談のうち、8割以上が継続相談であることから分かるように、ひきこもり支援においては、長い時間をかけて当事者等との信頼関係を構築し、長期間に及ぶ継続的又は断続的な支援を行っていくことが必要不可欠である。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成するために必要な体制・能力等を有する事業者が他になく、競争入札に適さない。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年（2021年）3月18日